

平成 27 年 10 月 6 日

生徒及び保護者のみなさまへ

神奈川県立逗葉高等学校長

マイナンバー制度（社会保障・税番号）に関するお知らせ

日ごろから、本県の教育行政及び本校の学校運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、文部科学省からマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知について依頼がありましたので、お知らせいたします。

マイナンバー制度の概要は別紙のとおりですが、文部科学省にマイナンバー特設ページ（<http://melmaga.mext.go.jp/c/8xW00sV00116>）が開設されておりますので、併せて確認をお願いします。

＜ご注意いただきたいこと＞

- 1 平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての住民（児童・生徒一人一人にも）にマイナンバーの「通知カード」が簡易書留により郵送されます。  
「通知カード」は大切な書類ですので、受領後は失くさないように保管してください。
- 2 マイナンバーは一生使うものです。  
マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、大切にしてください。  
※法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできませんので、安易に友達などに教えることがないようにしてください。

問い合わせ先  
副校長 吉本 祝子  
電話 046-873-7468(直通)